



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

「インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会」中間報告書の検討事項に関する検討結果について(概要)

平成28年4月25日

日本証券業協会

1. インターネット取引に関する高齢顧客への勧誘について

検討課題：インターネット取引における高齢者ガイドラインの適用対象の明確化

- ① 対面等での勧誘後、インターネットで取引した場合の高齢者ガイドラインの適用範囲
- ② ウェブサイト上に表示に関し、「勧誘」（個別商品の買付けに関する説明、以下同じ）への該当性

検討結果

高齢者ガイドラインの改正を行い、以下の事項を明確化することとした。

- ① 対面等での勧誘後、インターネットで取引した場合
 - 「勧誘」行為は高齢者ガイドラインを適用すること
 - 「受注」行為は高齢者ガイドラインを適用しないこと
 - 潜脱行為防止のモニタリングを行うこと
- ② 協会員が行うウェブサイト上の表示について
 - 現時点の表示は、「勧誘」に該当するものは確認されていないこと
 - ただし、今後、新たな表示等があれば、「勧誘」への該当性を改めて検討する必要があること

2. インターネット取引における本人確認のあり方について

検討課題：非対面取引における本人確認の実効性の確保

- 非対面取引における本人確認(口座開設時、取引継続時、なりすまし防止)の実効性を確保する措置等の検討

検討結果

非対面取引は、犯収法上「高リスク取引」の対象とされ、対面取引と比べ、より厳格な顧客対応が必要とされたが、更に本協会独自の取組みとして以下の事項を新設
(「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関するQ&A」の改訂により対応)

- 「新規」口座開設における取組み
 - 追加的な本人確認措置の実施
⇒原則として、2種類の本人確認書類等を受入れ
- 「既存」口座における取組み
 - なりすまし調査の明文化
 - 追加的な本人確認措置の実施
ex) 登録電話番号へ架電、ワンタイムパスワード認証

「インターネット取引における自主規制のあり方
に関する懇談会」の検討事項に関する
検討結果について

平成 28 年 4 月 25 日

日本証券業協会

目次

I. はじめに	3
1. 懇談会からの検討依頼事項（中間報告書及び第4回懇談会における意見）	3
① インターネット取引に関する高齢顧客への勧誘について	3
② インターネット取引における本人確認のあり方について	4
2. 各ワーキング・グループにおける検討状況	5
① 「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」における検討状況	5
② 「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」における検討状況	5
II. ワーキング・グループにおける議論	6
1. インターネット取引に関する高齢顧客への勧誘について	6
2. インターネット取引における本人確認のあり方について	8
III. ワーキング・グループでの議論まとめ	10
1. 高齢者ガイドラインの改正案に関する検討結果	10
2. インターネット取引における本人確認のあり方についての検討結果	12

I. はじめに

1. 懇談会からの検討依頼事項（中間報告書及び第4回懇談会における意見）

① インターネット取引に関する高齢顧客への勧誘について

高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン（以下、「高齢者ガイドライン」という。）の適用対象となるインターネット取引について、自主規制会議の下部ワーキング・グループである「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」において、高齢者ガイドラインの明確化等について検討すること。

<主な意見>

- ✓ 顧客がIDとパスワードを入力してログインした後の個別画面は、特定の個人を対象としていることから、当該画面における表示は高齢者ガイドラインにおける勧誘に当たると理解している。（中間報告書）
- ✓ 高齢者ガイドラインにおけるインターネット取引に関する解釈は、弁護士等の専門家でも、「インターネット取引は勧誘に該当することはない」と誤解している人がいるので、明確化が必要である。（中間報告書）
- ✓ 対面取引経由インターネット取引といったハイブリッドな取引が増えていくので、プリンシプルが不可欠である。（中間報告書）
- ✓ 現在のウェブサイト上の表示が高齢者ガイドラインの勧誘に該当しないと整理されたこと及び新たなウェブサイト上の表示が出てきた場合、勧誘の該当性について検討する必要があることについて、協会員に周知することを検討する必要がある。（第4回懇談会）
- ✓ 営業員による勧誘後、インターネットで発注する行為において、潜脱行為が想定されるのであれば、明文化が必要である。（第4回懇談会）

② インターネット取引における本人確認のあり方について

F A T F 勧告（非対面取引等の厳格な顧客管理措置等）を踏まえた、本人確認の実効性確保について、自主規制企画分科会の下部ワーキング・グループである「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、「犯罪収益移転防止法」という。）の改正と合わせて検討すること。

<主な意見>

- ✓ 対面取引においては顧客本人と面談して本人確認を行っているが、インターネット取引においては、実効性のある本人確認がなされているか疑問である。（中間報告書）
- ✓ インターネット取引でも対面取引でも、取引を行った者が口座名義人なのか、口座の実質的な保有者なのか、把握、判断、確認することができるかどうか焦点となる。（中間報告書）
- ✓ 本人確認のあり方も時代に合わせて対応していくべきではないか。（中間報告書）
- ✓ インターネット取引において、本人自身が取引を行っているかどうかを正確に把握していくかのあり方を考えることが必要である。（第4回懇談会）
- ✓ インターネット取引における本人確認のあり方については、相場操縦等の不公正取引の観点からも検討する必要がある。（第4回懇談会）

2. 各ワーキング・グループにおける検討状況

① 「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」における検討状況

開催日	議題
平成27年11月4日	・「インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会」第4回会合(10/14)を受けた対応について
平成28年2月25日	・「インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会」を受けた対応(インターネット取引に関するQAの明確化)について

② 「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」における検討状況

開催日	議題
平成27年10月15日	①犯罪収益移転防止法及び関係政省令等の改正内容について ②「インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会」中間報告書を受けた検討事項について
平成27年10月29日	・「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関するQ&A」の改訂について
平成27年11月12日	・「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関するQ&A」の改訂について
平成27年11月26日	・「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関するQ&A」の改訂について
平成27年12月3日	・非対面取引における本人確認等について
平成27年12月10日	・「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関するQ&A」の改訂について
平成27年12月17日	・特定事業者作成書面について

Ⅱ. ワーキング・グループにおける議論

1. インターネット取引に関する高齢顧客への勧誘について

<検討体>

投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ

<検討内容>

高齢顧客への対面等での勧誘後、当該顧客がインターネットで取引した場合の高齢者ガイドラインの適用範囲及びウェブサイト上の表示に関する「勧誘」への該当性について、協会の誤解を生まないよう、高齢者ガイドライン等において明文化することについて検討を行った。

なお、本件を検討するに当たっては、ワーキング・グループの委員に対し、事前に意見照会を行い、当該意見照会の結果等に基づき、ワーキング・グループにおいて議論を行った。

<意見照会及びワーキング・グループにおいて寄せられた意見>

- ✓ ウェブサイト上の表示について担当営業員が行う勧誘と同等・同質の行為であるとは認められないと事実認定しているが、当該根拠等を何らかの方法で示す必要があるのではないか。
- ✓ 高齢者ガイドライン改正案において、担当営業員による勧誘後、高齢顧客が自発的な意思によりインターネット取引を選択し発注する行為における潜脱行為を防止するための記述が記載されているが、潜脱行為は他のプロセスでもやってはいけない行為であり、本件のみ言及することは違和感がある。
- ✓ モニタリング方法については、各社に任せられていると理解しており、モニタリング方法を制約するような誤解を生まないような記載と考える必要があると考える。
- ✓ 現時点で確認できていない新技術等によるウェブサイト上の新たな表示・サービスについて、今後、高齢者ガイドラインの適用対象となりうる場合もあることを明確に記載する必要があると考える。
- ✓ 今後、新技術等によるウェブサイト上の新たな表示・サービスに関する高齢者ガイドラインの適用についてのガイドライン等を求める声が出ることも想定される。

＜ワーキング・グループにおける議論の推移＞

本件について、事務局から高齢者ガイドラインに明文化してはどうかと提案し、高齢者ガイドライン改正案の内容について意見照会及び協議を行った。意見照会においては、上記意見のようにインターネット取引に関する高齢者ガイドラインの適用関係についてより明確化する観点から複数の意見が寄せられる結果となった。当該意見の趣旨を踏まえた事務局修正案を示し協議した結果、高齢者ガイドラインの適用関係をより明確に記載した改正案で合意された。

2. インターネット取引における本人確認のあり方について

<検討体>

自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ

<検討内容>

非対面取引における本人確認（口座開設時、取引継続時）の実効性を確保する措置等について、犯罪収益移転防止法等（金融庁の「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」、国家公安委員会の「犯罪収益移転危険度調査書」を含む。）の規制措置内容を踏まえて行うべき対応を検討した上で、非対面取引におけるなりすましリスク、不公正取引の防止等の特性も含め、追加的な本人確認措置（以下「追加的措置」という。）について自主規制の観点からさらに対応すべき事項がないか検討を行った。

本件を検討するに当たっては、ワーキング・グループの委員に対し、事前に意見照会を行い、当該意見照会の結果等に基づき、ワーキング・グループにおいて議論を行った。

<意見照会及びワーキング・グループにおいて寄せられた意見>

- ✓ 犯罪収益移転危険度調査書において、「我が国は、FATF の第3次相互審査において、『非対面取引における身分確認及び照会に関する義務が十分でない。』旨指摘されている。」との記述もあり、非対面取引が「危険度が高い取引」と指定されたことに鑑みれば、現在の本人確認方法に追加して、さらに実効性を確保する措置を導入する必要があると考える。
- ✓ 追加的措置を検討するに当たって、複数の本人確認書類を保有しない顧客も想定されることから、そのような顧客に配慮した措置とする必要があると考える。
- ✓ 法令を超えて、本人確認書類・補完書類の追加徴求を原則とすることは、本人確認の実効性と顧客・業者双方の事務負担が必ずしも釣り合っていないものと考えられ、「原則」ではなく、非対面取引における追加的措置の一例として他の措置と同列に留めるべきと考える。
- ✓ 追加的措置の適用対象は、営業員等との接触の有無で考えるべきであり、対面証券会社の場合、非対面での口座開設であったとしても、その後顧客と接触することが想定されるため、適用対象とする必要がないと考える。
- ✓ 営業店口座（非ネット専用口座）であったとしても、非対面での口座開設後、インターネット取引やコールセンターのみでの取引が可能であることから適用対象とすべきと考える。

＜ワーキング・グループにおける議論の推移＞

犯罪収益移転危険度調査書で「危険度が高い」とされた非対面取引等の高リスク取引については、犯罪収益移転防止法上、疑わしい点がないかの確認、確認記録等の精査及び顧客に対する必要な調査等の措置が義務付けられることとなった。

非対面取引については、犯罪収益移転防止法の観点から高リスク取引への該当性を検討のうえ対応をする必要があることから、犯罪収益移転防止法において求められる措置を整理した。そのうえで、非対面取引については、対面取引と比較して、なりすまし取引が行われる可能性が高いことなどを踏まえ、犯罪収益移転防止法の観点に加えて、自主的な取り組みとして対応すべき事項がないか検討を行った。

ワーキング・グループでは、非対面取引において求められる事項は本人確認の実効性を向上させる施策の導入が必要であろうとの方向性が示され、その具体的な施策の是非について、以下の協議を行った。

- ・専ら非対面取引を行うことを目的とした新規口座開設時における対応として、顧客と取引の相手方が同一であるかの判断を行うに当たって、もう一種類の本人確認書類等を確認するといった施策を軸に追加的措置を検討する。
- ・専ら非対面取引を行うことを目的とした既存口座における対応として、定時又は随時になりすまし調査を行い、当該調査の結果に応じて、追加的措置を検討する。

本件に関する意見照会においては、非対面取引のなりすましリスク等を考えると追加的措置が必要であるという意見がある一方で、法令以上の追加的措置については、自社の事情等に応じて既に対応している社も存在することや既存の取組み等を勘案し、各社の裁量に委ねるべきであるとの意見や追加的措置は努力義務に留めるべきとの意見も寄せられた。

また、当該追加的措置の適用対象については、営業員の関与の有無を考慮する必要があるとの意見があった。

当該意見照会結果を踏まえ、追加的措置としては、非対面取引を目的とした新規口座開設時には、原則として2種類の本人確認書類等を受入れることとした上で、顧客事情等を考慮し、その他の追加的措置を選択して実施することもできるとの措置とすることが合意された。

また、既存口座に関しても同様に追加的措置が必要であること及びなりすまし調査の実施方法を協会員に周知することで合意された。

Ⅲ. ワーキング・グループでの議論まとめ

1. 高齢者ガイドラインの改正案に関する検討結果

本件に関しては、現行の高齢者ガイドライン4. 勧誘を行う場所、方法Q 4のインターネット取引に関するQ&Aを改正し、協会員に周知することとした。

改正内容としては、営業員による勧誘後、インターネット取引で発注する行為は「勧誘」手続きには、高齢者ガイドラインが適用されるが、受注時以降の手続きは適用されないこと及び現時点において、協会員が行うウェブサイト上の表示は、高齢者ガイドラインの「勧誘」に該当するものは確認されていないが、新たな表示等が行われれば、「勧誘」への該当性を検討する必要があることなどについて、以下のとおり明確化を図ることとした。

<高齢者ガイドライン 改正案>

インターネット取引における高齢顧客の取引についての規制については、インターネットにより発注する行為そのものではなく、発注の前段階としての投資勧誘規則第5条の3に規定する「勧誘による販売」に該当する行為の有無について考えることとなります。

高齢顧客がインターネットにより発注するか否かに関わらず、担当営業員が高齢顧客に勧誘留意商品の勧誘を行うのであれば、当該勧誘行為については、役席者による事前承認等が必要と考えます。

一方、担当営業員による勧誘後、高齢顧客が自発的な意思によりインターネット取引を選択し発注する行為については、顧客自身がIDとパスワードを入力してログインするとともに、「銘柄」及び「数量又は金額」を入力して行うものですから、受注に関しては本ガイドラインの適用はなく、翌日以降の役席者による受注や、約定結果の確認・連絡の手続きは必要ないと考えます。

また、勧誘前の役席者による承認は受けたものの、翌日以降の役席者による受注等の手続きを回避するために、担当営業員が高齢顧客をインターネット取引に誘導することが本ガイドラインの趣旨に反していることは言うまでもありません。役席者による事前承認等を得た、担当営業員による勧誘を伴う取引が、担当営業員による誘導によりインターネットで発注されていないか等のモニタリングを実施することが考えられます。

担当営業員が高齢顧客に勧誘留意商品の勧誘を行わず、高齢顧客がウェブサイト上の表示・サービスに基づき、自発的にインターネット取引を行う場合について、協会員が提供しているウェブサイト上の表示・サービスは、高齢顧客が行う、検討の開始、商品の選定、情報の入手、購入の判断の過程において、担当営業員が行う勧誘とは同等・同質の行為でない限りにおいては、本ガイドラインの適用対象にはならないと考えます。なお、平成27年10

月時点においては、上記に該当する表示・サービスの類型は確認されていません。

また、現時点で確認できていない新技術等によるウェブサイト上の新たな表示・サービスの類型については、担当営業員が行う勧誘と同等・同質の行為と認められる場合には、本ガイドラインの適用対象となりうる場合もありますので、ご注意ください。

2. インターネット取引における本人確認のあり方についての検討結果

平成 27 年犯罪収益移転防止法改正に伴い、対面、非対面を問わず、金融商品取引について、マネー・ローンダリング対策のより厳格な措置が求められることとなり、特に非対面取引については、より慎重な対応を求められることとなった。ワーキング・グループにおいては、まずは、犯罪収益移転防止法 Q & A の改訂案の策定を行い、法改正後に求められる措置を具体的に解説することとした。

そのうえで、非対面取引について、対面取引との特性の違いを踏まえ、犯罪収益移転防止法上の観点に加えて、自主的な取り組みとして、本人確認の実効性を確保するため、非対面取引を目的とした新規口座開設時においては、追加的措置を行うこととした。その際の追加的措置としては、原則として 2 種類の本人確認書類等を受入れることし、各社における顧客事情、各社の業態・業容に応じて、他の追加的確認措置である登録電話番号への架電による確認や本人限定受取郵便による取引に係る文書の送付等を選択できることとした。

既存口座については、犯罪収益移転防止法上の観点からの措置（例えば、確認記録・取引記録についての継続的な精査、高リスク取引の該当性の検討と対応、疑わしい取引の該当性の検討）を行うことに加えて、自主的な取り組みとして、市場の公正性を確保するとともに自社の損失の発生を未然に防止するための観点から、なりすまし調査を実施することとした。特に、非対面取引については対面取引との特性の違いを踏まえ、当該調査を実施する過程において又は調査結果に基づき、追加的措置をより慎重に実施することが望まれることを明記した。また、当該なりすまし調査の実施方法においては、不公正取引の防止の観点から、顧客の投資経験、知識、年齢、資産状況等の属性を適切に把握し、不自然な取引の発見の一助とできるように、顧客カードの整備等をよりいっそう強く求めるとともに、取引の異常値による不審口座の抽出やインターネット取引の特性を踏まえ IP アドレスに不審な点が認められる不審口座の抽出を行い、不審な取引があった場合には不審口座として確認を行うこととした。また、新たな本人認証の仕組みとして、ワンタイムパスワード認証や第 2 ログインパスワードの設定等の導入することにより、既存口座における追加的措置とすることができることとした。

なお、上記については、「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関する Q & A」において、本協会の自主的な取り組みである旨を明記した上で、協会員通知の発出により周知を行う予定である。

＜犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関するQ & A（関連部分抜粋）＞

53【新設】新規口座開設時における、非対面取引での「なりすまし」防止

Q インターネット取引等の「非対面取引」は「犯罪による収益の移転の危険性の程度が高いと認められるもの」とされているが、新規口座開設時において、対面取引の場合の確認に加えてどのような点に留意すべきか。

A インターネット取引・コールセンター取引等の非対面取引では、顧客が「なりすまし」等を行っているおそれが対面取引よりも大きく、マネー・ローンダリングに悪用されるリスクが高い（Q63を参照）ため、顧客との非対面性に考慮した適切な顧客管理を通じて取引の安全性及び市場の公正性を図る必要がある。そこで、協会員は法令の観点に加えて自主的な取り組みとして、専ら非対面取引を行う目的（※1）で、郵送又は電磁的方法により新規口座開設を行う顧客に対しては、通常取引時確認に加えて、追加的本人確認措置を行うことが必要であると考えられる。なお、対面取引口座（来店及び訪問、又は営業店への電話による取引も可能な口座）であったとしても、顧客が営業店から遠隔地に居住しているなど、非対面取引のみを行うことが想定される場合は、当該口座についても追加的本人確認措置の対象とすることが望ましい。

追加的本人確認措置としては、原則として2種類の本人確認書類等を受入れる（※2）ことが考えられるが、顧客事情、各社の業態・業容に応じ、以下に掲げる措置のいずれか1種類以上を選択し実施することも考えられる。

＜追加的本人確認措置の例＞

- 申込書に記載された自宅等への電話による居住確認
- 申込書に記載された携帯電話への電話による、本人しか知り得ないと考えられる事項の確認
- 本人限定受取郵便による取引に係る文書の送付
- 口座開設時の名寄せ（携帯電話番号、メールアドレス等）の実施
- 電磁的方法を利用する場合、メールやSMSを用いた相互通信による確認
- 法人顧客（外国法人顧客を含む）の場合、本人確認書類以外の方法による実在確認（定款又は定款に相当するものによる実在性の確認等）
- 法人顧客（外国法人顧客を含む）の代表者等の場合、登記事項証明書等の記載事項と代表者等の一致確認
- 持株会等の福利厚生目的等で事業会社の事務局等を経由して開設される口座で、事務局等を

通じた役職員の实在確認

- 非居住者顧客の場合、海外のグループ会社が行う現地法令に基づく本人確認による实在確認
 - 非居住者顧客の場合、犯収法上の補完書類に相当するものによる確認（犯収法上は補完書類に該当しないことに注意が必要。）
 - 非居住者の法人顧客の場合、複数の担当者（代表者等）の確認
 - 非居住者の法人顧客の場合、外国の政府等が提供する公的なウェブサイトの情報の閲覧による实在確認
 - その他、顧客属性等に応じて上記と同等以上の効果を有すると考えられる方法
- ※1 「非対面取引を行う目的」とは、インターネット取引及びコールセンター取引、又はそのいずれかの専用口座による取引を行うための口座開設を指す。
- ※2 「2種類の本人確認書類等を受入れる」とは、通常の見合時確認としての本人確認書類に加え、当該書類とは別の本人確認書類又は公共料金等の補完書面（税の領収証書又は納税証明書、社会保険料の領収書、公共料金の領収書その他官公庁から発行された書類で氏名及び住居の記載があるもの）を受入れることを指す。
- （関係法令条文等）法第4条第2項、施行令第12条、施行規則第6条、第7条、第14条、監督指針Ⅲ－2－6（1）②ホ

54【新設】既存口座における、継続的な調査による「なりすまし」防止

Q 既存顧客については、継続的にどのような対策をすればよいか。

A 協会員は、既存顧客への対応として、確認記録・取引記録についての継続的な精査（Q64参照）、高リスク取引の該当性の検討と対応（Q59、60参照）、疑わしい取引の該当性の検討（Q56、58参照）を行う必要があるが、それら犯収法上の観点に加えて、自主的な取り組みとして、市場の公正性を確保するとともに自社の損失の発生を未然に防止するための観点から、既存顧客の「なりすまし」防止策について、次のような対応を行うことが考えられる。なお、特に非対面取引においては、対面取引と比較して「なりすまし」の危険性が高い（Q63参照）と考えられることから、対面取引に比して慎重に実施することが考えられる。

既存顧客における「なりすまし」防止策としては、全顧客に対して、定期的（半期に一回以上）及び随時に既存口座の調査を実施し、当該調査の過程において又は調査結果に基づき（※1）、追加的な本人確認措置として、Q53の追加的な本人確認措置を参考に、当該調査結果等に応じて適当と考えられる方法により実施することが考えられる。

なお、取引特性に応じて、調査内容や方法を使い分けることも考えられ、非対面取引においては、従来から実施しているID・パスワード入力等の本人認証に加えて、新たな本人認証の仕組み（※2）を構築することにより、追加的な本人確認措置とすることも考えられる。

※1 「当該調査の過程において又は調査結果に基づき」とは、調査そのものが追加的な本人確認措置に該当する場合、調査の結果において更なる確認が必要な顧客を抽出し、当該顧客に対して追加的な本人確認措置を実施する場合が考えられる。なお、「なりすまし」等の疑義がある場合は、法第4条第2項による確認が必要である。

- 調査そのものが追加的な本人確認措置に該当する場合の例
 - ・ 定期的な登録電話番号への架電
 - ・ 本人限定受取郵便を用いた取引残高報告書等の定期的送付
- 調査の結果として抽出された顧客に対して、追加的な本人確認措置を実施する場合の例
 - ・ 名寄せ（電話番号、メールアドレス、IPアドレス等）調査の結果、重複が認められた場合
 - ・ 取引審査（Q55の記載例参照）の結果、取引内容に疑義が認められた場合

※2 「新たな本人認証の仕組み」とは、ハードウェアトークンによるワンタイムパスワード認証、生体認証の導入や、第2ログインパスワード（容易に第三者が知り得ないものに限る）の設定、通常の利用に用いる端末と異なる端末からログインした場合の秘密の質問の設定等が考えられる。

55【新設】既存口座の「なりすまし」調査について

Q 既存口座の「なりすまし」防止策の一つとして、名寄せ等による「なりすまし」調査を行う場合は、どのように行えばよいか。

A 「なりすまし」調査については、たとえば、以下のような方法により行うことが考えられる。

1. 全顧客を対象とした定期的な調査

<定期的な名寄せによる不審口座の抽出>

半期に一回以上（日次、週次、月次で行う方法を含む。）の周期で全顧客を対象に名寄せ調査を行い、次のような口座を「なりすまし」の可能性のある口座として抽出する。

- ① 設置型電話番号が同一の口座
- ② Eメールアドレスが同一の口座
- ③ 携帯電話番号が同一の口座

- ・ このような口座のうち、住所や姓が異なったり、IPアドレスが同一である口座については「なりすまし」の可能性が高いため、特に慎重な確認が必要であると考えられる。
- ・ 「なりすまし」の有無の確認に際しては、取引実態を把握する他、本人しか知り得ない情報を電話等で聴取することで口座名義人本人の取引であるか調査する等が考えられる。

（Q53、54を参照）

- ・ 特にインターネット取引等の非対面取引は対面取引と比べて「なりすまし」のおそれが高い（Q63を参照）ため、本人しか知り得ない情報の確認の際にも複数の事柄を電話等により確認するなど、必要十分な確認をすることが考えられる。

2. 特定の顧客を対象とした随時の調査

<取引の異常値による不審口座の抽出>

売買審査等（売買審査、各種モニタリング）において、以下のような基準を各社で定め、不自然な取引が行われている不審な口座を発見した場合は、1.と同様に取引実態の把握や「なりすまし」有無の確認等を行う。また、特にインターネット取引等の非対面取引は、対面取引よりも「なりすまし」のおそれが高いため、顧客の投資経験、知識、資産状況等の属性を適切に把握して不自然な取引の発見の一助とできるように、顧客カードの整備等がいっそう強く求められると考えられる。

<株式取引>

- ・ 株式取引における特定銘柄への集中度が高い口座
- ・ 株式取引における特定の銘柄について売買関与率の高い口座
- ・ 複数の口座において、同一期間に同一銘柄を売買している口座

<取引全般>

- ・ 取引の金額や回数等が不自然に急激に増えた口座
- ・ 顧客属性を勘案して、過大な金額の取引が行われている口座

<入出金>

- ・ 多額又は不自然に分割された入金や売却代金の出金が行われている口座
- ・ 振込元銀行口座と名義人が異なる口座（※）

※ 振込元銀行口座からの振込を口座へ即時に反映するサービスを提供する際は、振込依頼人名義と口座の名義人の一致を確認せずに口座への反映を行わないように留意する。

<インターネット取引>

- ・ IPアドレスに不審な点が認められる口座

3. 「なりすまし」取引ではないことが確認できない場合の調査

1. 及び2. の確認後、更なる調査を経ても「なりすまし」取引ではないことが確認できない場合（特に非対面取引は、対面取引よりも「なりすまし」のおそれが高いことに留意が必要）は、法第4条第2項に規定する口座開設時に行った本人確認方法とは異なる方法（異なる書類を用いる。）により本人確認を改めて行う。

このとき、本人と連絡が取れなかったり、異なる書類の提示を拒まれる等により、上記の本人確認を改めて行うことができない場合は、取引時確認未実施の顧客となるため、当該確認により「なりすまし」取引ではないことが確認できるまでは、当該顧客との取引を停止する。

また、当該顧客の口座において、200万円を超える財産の移転を伴う取引が行われようとする場合（1回当たりの取引金額を減少させるために、取引を分割したものである場合は、複数の取引の合計額で考える必要がある。）には、上記の異なる方法による本人確認に加えて、「疑わしい取引の届出」を行うかどうかの判断に必要な限度において、資産及び収入の状況についても確認を行う。

なお、なりすまし調査における疑わしい取引の届出については、平成25年3月26日付協会員通知「会員の疑わしい取引の届出に関する考え方」（日証協（自）24第12号）を参照すること。

（関係法令条文等）法第4条第2項、施行規則第14条、監督指針Ⅲ－2－6（1）②ロ

以 上